(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県新型コロナウイルス患者入院医療機関等整備事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、新型コロナウイルス患者入院医療機関等(以下「補助事業者」という。)とは、新型コロナウイルス患者を受け入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス患者入院医療機関及び新型コロナウイルス患者入院医療機関に患者を搬送する消防機関とする。

# (補助目的及び補助対象事業)

第3条 県は、新型コロナウイルス感染症の発生時に、入院患者に対して必要な病床及び医療資器材を確保し、並びに迅速かつ適切な医療の提供をするため、補助事業者が別表第1及び別表第2に掲げる必要な病床及び医療資器材等を整備する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、令和5年10月1日から令和6年3月31日までについては、令和3年度、令和4年度及び令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は別表第2の「1補助対象設備」のうち、病棟単位(区画単位含む)による対応から病室単位による対応に伴い新規に必要となる設備及び別表第2の「(3)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド)」以外は対象外とする。

また、別表第2の「(3)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「対象期間」に限るものとする。

## (補助金の交付額の算定)

- 第4条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出 された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 別表第1及び別表第2の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2)前号の規定により選定された額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

# (補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるもの とし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当 であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものと する。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める ときを除く。

## (補助の条件)

- 第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 補助金の交付決定額に対して増額及び10パーセントを超える補助金の減額をする場合は、事前に別記第2号様式による変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
  - (2) 補助事業の内容のうち、購入価格が単価 50 万円以上の品目及びその数量を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
  - (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を 受けなければならないこと。
  - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
  - (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
  - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運営を図らなければならないこと。このうち、人工呼吸器については、その機能を維持するため新型コロナウイルス感染症の発生までの間において、使用することを認めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生時に即時使用することができるよう、設備の保守点検を定期的に行うとともに、利用状況を把握するなど適切に管理すること。
  - (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに効用の 増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、知事が別に定める期間 を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、 譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
  - (9) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
  - (10) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
  - (11) 地方公共団体以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、一般 競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
  - (12) 補助金の交付と対象経費とを重複し、他の国庫補助金、お年玉付き郵便葉書等 寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興 会の補助金の交付を受けてはならないこと。

- (13) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (14) 県税の滞納がないこと。

# (補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

# (実績報告等)

- 第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い事情が存する場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。
  - 2 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第7条第10号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(仕入控除税額が零円の場合を含む。)には、その金額を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月15日までに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

### (検査等)

第10条 知事は、必要であると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況 の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

# (グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める 「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

# (情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例 第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示 項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

### 附則

- 1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づ

き交付された補助金については、第7条第6号から第11号まで、第8条、第9条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年6月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年10月16日から施行し、同月1日から適用する。

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 補助対象設備	2 基準額	3 対象経費	4 補助事 業者	5 対象期間
(1) 初度設備	133,000円(1床当たり)×知事が必要があると認めた病床数	新型コナウイ療 地者入り 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を 大力を	新型コロナ ウイルス患 者入院医療 機関	
<ul><li>(2)人工呼吸器及び付帯する備品</li><li>(3)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド)</li></ul>	500万円 (1台当たり) ×知事が必要があると認めた台数 3,600円 (1人当たり) ×知事が必要があると認めた人数分	新型コナウイ ルス患者入院医購入 機関の設備を購入 するために消耗と 需用費(消耗及び 情件料、備品購入 費		
(4) 簡易陰圧装置 (5) 簡易ベッド	432万円 (1床当た り)×知事が必要が あると認めた病床数 51,400円 (1台当た り)×知事が必要が			
(6)体外式膜型 人工肺及び付帯 する備品	あると認めた台数 2,100万円 (1台当 たり)×知事が必要 があると認めた台数			
(7)簡易病室及び付帯する備品	知事が必要があると 認めた額			

別表第2(第3条、第4条関係)

1 補助対象設備	2 基準額	3 対象経費	4 補助	5 対象
			事業者	期間
(1) 初度設備	133,000円(1床当た	新型コロナウイ	新型コロ	令和5年
	り)×知事が必要が	ルス患者入院医療機関の新乳スは増	ナウイル	5月8日
	あると認めた病床数	機関の新設又は増設に伴う初度設備	ス患者入	から令和
		を購入するために	院医療機	6年3月
		必要な需用費(消耗	関	31 日まで
		品費)、使用料及び		
		賃借料、備品購入費		
(2)人工呼吸器及び付	500万円(1台当た	新型コロナウイ	新型コロ	
帯する備品	り)×知事が必要が	ルス患者入院医療	ナウイル	
	あると認めた台数	機関等の設備を購	ス患者入	
(3) 個人防護具(マス	3,600円(1人当た	入するために必要 な需用費(消耗品	院医療機	
ク、ゴーグル、ガウン、	り)×知事が必要が	な	関及び消	
グローブ、キャップ及	あると認めた人数分	借料、備品購入費	防機関	
びフェイスシールド)	※消防機関について	※令和5年5月8	(消防機	
※令和5年5月8日か	は、1回の搬送につ き4人分を上限とす	日から同年9月30	関は(3)	
ら同年9月30日まで	る。	日までの期間の個	のみ補助	
の期間は、新型コロナ	<b>3</b> 0	人防護具の廃棄費	対象)	
ウイルス患者等の入院		用については、委託		
のための搬送に使用し		料を含む。		
た個人防護具の廃棄物				
処理に係る経費も含				
む。				
(4) 簡易陰圧装置	432万円 (1床当た			
	り)×知事が必要が			
(E) 数日 3 13	あると認めた病床数			
(5)簡易ベッド	51,400円(1台当た り)×知事が必要が			
	り			
(6) 体外式膜型	2,100 万円×知事が			
人工肺及び付帯する備	必要があると認めた			
	台数			
(7) 簡易病室及び付帯	知事が必要があると			
する備品	認めた額			
(8)HEPA フィルター付	905,000円(1施設			
空気清浄機(陰圧対応	当たり)			
可能なものに限る。)				
(9) HEPA フィルター付	205,000 円(1 台当			
パーテーション	たり)×知事が必要			
	があると認めた台数			

## 別表第3 (第6条-第8条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相 談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行 する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと 認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等 の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していると き。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認め られる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。